

# 固定資産税の特例制度

## 適用を受ける方は申告が必要です

東日本大震災により住宅や償却資産が滅失・損壊した場合の、固定資産税の特例制度が設けられました。

### ■被災住宅用地の特例

これまで住宅用地として軽減措置を受けていた宅地について、震災により家屋が滅失・損壊した、または震災が原因で家屋を取り壊した場合、平成33年度分まで引き続き住宅用地としての軽減措置が受けられます。また、新たに住宅を建てるための土地（被災代替住宅用地）を取得した場合、被災した住宅用地に相当する部分について、取得後3年間、住宅用地として軽減措置が受けられます。

この軽減措置は、本来は住宅が建築されている土地に適用されるもので、基本的に土地の課税標準額を200平方メートルまでは6分の1に、残りの部分については3分の1に軽減するものです。

### ■被災代替家屋の特例

震災により滅失・損壊した家屋の所有者などが、その家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を取得した、または被災した家屋を改築した場合に、その家屋に対する固定資産税を減額します。特例を適用する部分は、被災代替家屋の床面積のうち被災家屋の床面積を限度とし、この部分にかかる税額を取得後4年度分を2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額するものです。

### ■被災代替償却資産の特例

震災により滅失・損壊した償却資産の所有者などが代替償却資産を取得した、または改良した場合に、課税標準額を価格の2分の1として税額を計算する特例が、取得または改良後4年度分にわたり受けられます。

### ■特例適用には申告が必要です

土地や家屋、償却資産に対する特例制度の適用を受ける方は、町への申告が必要です。制度について詳しくは、町税務課へお問い合わせください。

### ◆申告先・問い合わせ

町税務課 課資産係（☎82-13111 内線113・114）へ。

### ◆平成24年度の固定資産税の特例制度

区分	被災住宅用地の特例	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②上記①から土地の全部または一部を取得した相続人、三親等以内の親族 ③上記①が法人の場合の合併法人・分割承継法人	①被災住宅用地の所有者 ②上記①の相続人 ③上記①の三親等以内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に所有者と同居予定の人 ④上記①が法人の場合の合併法人・分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②上記①から家屋を取得した相続人 ③特例適用家屋に同居する三親等以内の親族 ④上記①が法人の場合の合併法人・分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②上記①から被災償却資産を取得した相続人 ③上記①が法人の場合の合併法人・分割承継法人
特例内容	震災により家屋が滅失・損壊した住宅の敷地について、引き続き住宅用地としての軽減措置を適用	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに土地を取得した場合、住宅用地としての軽減措置を適用	滅失・損壊した家屋を改築または代替家屋を取得した最初の4年度分の税額を2分の1に、その後2年度分は3分の2に軽減	滅失・損壊した償却資産を改良または代替償却資産を取得した場合、課税標準額を2分の1に軽減
取得期間	—	平成23年3月11日～平成33年3月31日	平成23年3月11日～平成33年3月31日	平成23年3月11日～平成28年3月31日
適用期間	平成33年度まで	3年度間	6年度間	4年度間

## 山田町緊急雇用創出事業

### 臨時職員を募集します

町では、離職を余儀なくされた方に短期の雇用機会を提供する、山田町緊急雇用創出事業を実施します。同事業により臨時職員を募集しますので、希望する方は期限までにお申し込みください。

- ◇任用期間 11月1日～来年3月31日
- ◇申し込み方法 町民課または役場各支所に備え付けの履歴書に必要事項記入し、宮古公共職業安定所（ハローワーク）の紹介状を添えて、町総務課に申込者本人が持参してください。
- ◇申込期限 10月21日
- ◆募集内容・問い合わせ 下表のとおり

勤務場所(業務内容)	募集人数	応募資格	賃金日額	問い合わせ
町生涯学習課 (一般事務補助)	1人	町内に住所があり、パソコン操作ができる人	5,500円	町中央公民館・町生涯学習課 (☎82-3111内線624)
町中央公民館 (大ホール運営)	3人	過去に文化ホールなどに複数年勤務した、または舞台・音響・照明装置に関する知識と技術があり操作ができる人 ※ホールの利用状況により土・日曜日や夜間の勤務があります。	6,300円	
町立図書館 (図書整備業務補助)	2人	町内に住所があり、パソコン操作ができる人	5,500円	町立図書館 (☎82-3420)